

### 【介護老人保健施設の理念と役割】

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

#### 1. 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

#### 2. リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

#### 3. 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

#### 4. 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供すると共に、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

#### 5. 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、様々なケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

施設長 前原 已知夫

皆様、日差しは強く蒸し暑ささえ感じる今日このごろ、いかがお過ごしでしょうか？

さて介護老人保健施設「しょうわ」は、今年 6 月 1 日に四半世紀となる 25 周年を迎えました。

猛威を振るったコロナウイルスは幾分落ち着きを見せておりますが、まだまだ油断はできず先行きは不透明です。私たちの生活は様々な変化を求められることとなり、医療や福祉を取り巻く環境は人手のみならず物の不足が重なり、相も変わらず厳しい状況が続いています。しかしながら変化は悪いものばかりではありません。適応や成長に繋がる変化もあります。

私たちはどのような状況下においても変化を恐れず素早く適応し、心技共に成長していけるよう、そしてご家族やご利用者の皆様に最適で最高のサービスを提供できるよう、日々努力していく所

存です。

今後ともご助言・ご協力など、なにとぞ宜しくお願いします。



2階 介護 佐藤 二美子

5 月のレクリエーションの時間に調理実習として、おやつを作りました。

今回は果物をトッピングしたフルーチェを作り、フルーツを切る班とフルーチェを混ぜ、盛り付ける班に分かれ作業を行いました。最後は参加者皆様に果物のトッピングを行いました。参加された方々には久しぶりの家事となりましたが、さすがの手さばきで、作業中の表情はとても明るく楽しそうでした。

色とりどりのフルーツで飾られたフルーチェを、おやつの時間に 2 階の利用者皆様にいただき、「美味しい」と大好評でした。





### 3階 介護 佐藤 光之

5月15日に園芸活動を行いました。

今年はマリーゴールドなどの花々や枝豆にトマトなどの種を植えました。参加された方々は「早く芽を出せばいな～」と楽しそうに作業されていました。

園芸活動には季節を感じ草花や野菜を育てる楽しみ、身体を動かす事でのストレス軽減、意欲向上などの効果があるようで、園芸療法としても施設や学校などで取り入れられています。

草花の成長が利用者皆様にとって毎日の楽しみとなるよう、利用者の皆様と一緒に協力し合いながら育てていきたいと思っております。



### 相談室 佐々木 智広

介護保険負担限度額認定証の有効期限が7月31日までとなっております。

一定額以上の預貯金等がある場合には限度額認定の対象外となります。また、非課税年金(遺族年金・障害年金)も所得として勘案されます。対象となる方には、後日、申請書類をお送りしますのでお手続き下さいますようお願い致します。

### 3階 看護 工藤 絢那

コロナウイルスの猛威は徐々に落ち着きを見せつつありますが、外出の自粛などでストレスは溜まっておりませんか？

私は自宅でひまわりの種を蒔いたり金木犀を植えたりし、身体を動かすことでストレスの発散をしていました。

緊急事態宣言は解除されましたが、油断するのは危険です。引き続き外出時のマスク着用や手洗いとうがいを中心に、自身の健康管理に留意しながら、利用者皆様が安心・安全に生活していただけるよう努めていきたいと思っております。

### 【お知らせ】

介護老人保健施設「しょうわ」のパンフレットが新しくなりました。新しくなったパンフレットは、「しょうわ」の入り口に置いてある他、荘和会のホームページでもご覧いただけます。

### 【面会制限一部解除のお知らせ】

政府の緊急事態宣言の解除と各制限の段階的な緩和に伴い6月19日より、**検温と手指の消毒、マスク着用の上、1階での面会**が可能となります。なお**面会時間は短時間**でお願い致します。

※**小学生未満(小学生を含まない)**や**体調不良の方は、引き続き面会を御遠慮いただきます。また、面会時にマスクをご持参いただきますようご協力をお願い致します。**

今後、面会の制限解除やコロナ感染者の増加に伴う制限の強化につきましては、随時お知らせ致します。ご家族の皆様のご協力をお願い致します。ご不明な点がございましたら受付にお尋ね下さい。

(お問い合わせ TEL. 0184-23-7100)